

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2021 年 2 月 1 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0005

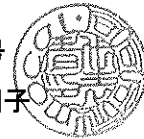
住所 札幌市中央区北5条西23丁目
1-10-501

電話番号 011-641-9010

評価機関名 合同会社 m o c a l

認証番号 北海道 第20-004号

代表者氏名 代表社員 宇津野 朗子



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	川本 裕子	福祉医療保健	第0031号
	(2)	神内 秀之介	総合	第0068号
	(3)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	認定こども園			
事業所名称	永山おおぞら認定こども園			
設置者名称	社会福祉法人 旭川養成会			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2020 年 7 月 16 日	~	2021 年 1 月 27 日	
利用者調査実施時期	2020 年 8 月 1 日	~	2020 年 9 月 15 日	
訪問調査日	2020 年 10 月 16 日			
評価合議日	2020 年 11 月 8 日			
評価結果報告日	2021 年 2 月 1 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

合同会社 m o c a l

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：社会福祉法人 旭川養成会

代表者氏名：理事長 杉山 勝美

所在地：〒070-0027 旭川市東7条2丁目2番9-2号

TEL 0166-72-5511

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

◎専門性を活かした多職種連携から家庭支援

保育士等の衛生リーダーと看護師の連携により施設環境内の衛生管理や健康管理マニュアル等の充実化が行われている。本園と分園の乳児をはじめ幼児の健康観察が注意深く行われ、体調やアレルギー症状への配慮、体調急変への適切な対応に努めている。新型コロナウイルス感染予防へも専門性を活かした連携によりゾーニング等の対策が組織的に行われている。また看護師や栄養士を含めた専門性の連携からの保健指導計画や食育の指導計画をもとに教育・保育へ取り組み、子どもの健康習慣や朝ご飯の習慣等、家庭での生活リズムを整えることを意識した支援の取り組みが行われている。

◎保育内容の総合性

5領域別の指導だけではなく、主体となる子どもの生活や活動を様々な角度から捉えて、発展、工夫させ、総合的な教育・保育を行っている。1事例として、園の菜園で種や苗を植え、育て、世話をし、収穫する、調理する、地域の住民が収穫を援助する、収穫物を保護者と調理し食卓を共有する、食物の栄養価について保育士や栄養士が伝えるなど、これら一連の過程の中での多様な経験が子ども達の貴重な学びを支えている。体操教室や英語教室に外部講師を招き、好奇心や探究心に満ちた子どもの意欲を育んでいる。また、乳児クラスにおいては保育士が洞察力高く子どもの状態を見極め、乳児期だからこその感性を育む視点を大切に保育・教育を行っている。

◇改善を求められる点

◎地域の具体的な福祉ニーズ・子育て課題等を把握するための取組

地域の福祉ニーズは、子育てや子どもに対する育児や虐待に関する課題、障害者などが働くことの課題、生活に困窮する方々の課題、高齢者や障がい者の権利擁護の課題など多岐にわたっている。昨今の社会福祉法人の使命としての、地域の住民の困り事を把握することを目的とした関係機関等との連絡や交流について、現在は方針策定や個別の取り組みなどは積極的に行なっていない状況である。今後は、こちらも現在有効的に取り組めていないボランティアの活用など、地域のあらゆる社会資源に目を向けながら、園が地域にとってなくてはならない子ども子育て支援の中核的社会資源になれるよう、ビジョンや方針の策定などから取り組まれることが期待される。

◎標準的な実施方法の充実化と各種自己評価の活用

個人の自己評価は各種・複数の評価に取り組まれているが、個人の実践の自己評価に留まらず園内の風通しの良いチームプレーを目指すための活用も望まれる。そのために園の理念へ向けた教育・保育の一定水準や内容の実施を目指す「標準的な実施方法」を充実させる見直しを常に行い、全職員へ提示して園の自己評価に取り組むことが期待される。また、「手のかかる子」「不慣れな職員」の課題を事業報告書等で把握・明示し、課題対策に向けて子どもの情報や教育・保育提供についての職員間の情報共有のあり方として標準的な実施方法の新年度職員資料集も作成しているが、今一度記録要領の見直しが望まれる。職員への標準的な実施方法の提示として、業務多忙意識の中で一緒に効率良く働くために、子どもの理解を共通の軸にして、負担を減らし効率の良い記録や計画を、何を・どのように書くかPDCAを踏まえて再検討し、教育・保育の標準的な実施方法の視点を共有する「記録要領」の再充実化に取り組まれることが期待される。

◎施設環境の美化

適宜実施している衛生管理とは別に、クラス内の水周り手洗い場や目印シール、保育備品類の収納について気になる箇所が見受けられ、園の自己評価でも課題となっている。人員不足の現場の実情があるが、どこまでが保育士の役割かまた、保育以外の担当業務について検討しつつ、環境美化の視点で子どもが見て過ごして美しいと感じられる施設内外の環境について、今一度の点検と確認、改善が期待される。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

様々な視点から評価を頂き、自園の課題を再確認することが出来ました。高評価を頂いた点は持続するよう、改善が必要な点は職員間で共通意識を持ち、検討し改善対策を講じてまいります。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 2 年 8 月 31 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 旭川養成会		
事業所名 (施設名)	永山おおぞら認定こども園	事業 種別	認定こども園
所在地	〒 079-8415 旭川市永山5条15丁目8番13号		
電 話	0166-85-6992		
F A X	0166-85-6993		
E-mail	nagayama-oozora@cameo.plala.or.jp		
U R L	http://oozora-hoiku.jp/		
施設長氏名	近藤 葉子		
調査対応ご担当者	近藤 葉子 (所属、職名：園長)		
利用定員	本園：90名 1号認定：9名 / 分園：30名	開設年	平成 22 年 4 月 1 日
<p>理念・基本方針：子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」を第一に考え、次代を担う子どもが心豊かにたくましく生きる力を身に付け、また、保護者や地域の子育て力が高まるよう拠点施設としての役割を担う。</p>			
<p>施設・事業所の特徴的な取組：菜園で自分達で育てたジャガイモを使って、年長組が親子クッキングでカレーを作りを楽しみます。また屋内プールで雨の日でもプール遊びで夏の間中楽しめます。3・4・5才児は体操教室で自然に体力・挨拶などを身につけ、4才以上は英語教室でゲームや遊びで英語に触れる機会をつくっています。</p>			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		0 回	(平成 年度)
開所時間 (通所施設のみ)	7:30~18:30		

【当該事業に併設して行っている事業】

【利用者の状況に関する事項】（令和2年4月1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳未満	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
1名	3名	22名	22名	22名	22名
5歳児	6歳児	合 計			
23名	名	115名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(令和2年 4月 1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員	副園長	補助員
常勤	29名	1名	1名	1名	名
非常勤	15名	名	名	名	2名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	21名	1名	名
非常勤	名	名	9名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	2名	名	2名	名	名
非常勤	名	名	2名	2名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	21名 (9名)
看護師	1名 (名)
医師	名 (2名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積				m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(3) 建築年	昭和		年	
(4) 改築年	平成		年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	748.75	m ²	
(2) 園庭面積	844.87	m ²	
<small>(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。</small>			
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(4) 建築年	平成	22	年
(5) 改築年	平成		年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制			
(2) 建物面積				m ²
(3) 敷地面積				m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(5) 建築年	昭和		年	
(6) 改築年	平成		年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・令和 元 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

3 人

・ボランティアの業務

- ・クリスマス会のサンタクロース
- ・おもちつき会のおもちつき

【実習生の受け入れ】

・令和 2 年度における実習生の受け入れ数（実数）

保育士	5	人
看護実習	23	人
その他		人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

各クラスの保育参観日に子どもと一緒に給食を食べていただき味付け、量、盛り付け等についてアンケートをお願いしている。また毎日の送迎時お話をさせていただいたり、年2回の保育懇談、特に意見をお願いしている。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（認定こども園）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	理念などが明文化され、ホームページにアップされている。職員へは園内掲示や新入職員研修にて伝えている。また、保護者などへは、重要事項説明書、説明会、入園のしおりなどで周知している。今後は、さらに理解が深まるために、職員には会議や研修時など定期・随時に学ぶ機会を設けることや保護者などへ改めて伝える機会を設けることが期待される。

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	法人本部が中心となり情報を収集し、月に1度の園長・副園長会議や2月に1度程度の育成会などの園長会への出席などで情報を共有し、園の経営を取り巻く環境を把握している。今後は、情報の把握から分析、課題の抽出までが一連のプロセスの中で確立されることが期待される。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	c	園の経営を取り巻く現状や包括的な課題についての情報を把握しているが、その把握した具体的な課題の明文化やそれに基づいた具体的な方針の確立と取り組みの実践までには至っていない。今後は、把握した課題の明文化や具体的な取り組み方法を含め計画が立案され実践が進められることが望まれる。

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	現行の3年度分の中期計画は、法人の2つ目の中期計画として、法人本部と共同で園長・副園長が参画し、前回計画の評価から策定されている。今後は、内容に着手時期や達成時期・目標数値などを盛り込み効果や達成時期が客観的に評価できるよう策定されることが期待される。また併せて、事業計画書の裏付けとなる3年度分の収支計画が策定されることが期待される。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	中期計画を踏まえ、単年度事業計画の策定に取り組まれている。単年度事業計画には、職員の体制や研修計画、利用に対する計画が策定されているが、具体的な達成時期や数値的目標までは立案されていない。今後は、評価が明確となるようにそれぞれの内容に対する具体的な内容とその着手時期・達成時期、目標数値などが一緒に立案されることが期待される。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b 毎年度年末から年の初めに副園長が中心となり原案を策定し園長・副園長と法人本部が協同で年度の3月までに、当該年度の評価を踏まえた翌年度の単年度事業計画が策定されている。今後は、可能な限り全職員の意見が反映できるように参画ができる体制の構築と事業計画の内容に時期や数値的指標が盛り込まれることが期待される。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b 各種お便りやホームページにて、行事などの計画については、保護者などへ周知されている。今後は、事業計画の年度の重点的目標や職員体制、その職員の育成などの重要なその他の内容についても、保護者の理解の促進のために、内容を精査しわかりやすく伝える機会と方法が確立されることが期待される。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	職員各々の自己評価を年に2回、施設全体としての質の評価を年に1回定期的実施している。また、給食については給食試食会を開催し保護者にアンケートを行い内容を評価している。今後は、評価だけにとどまらず、評価の取り組みが改善につながるPDCAサイクルとプロセスが組織として確立されることが期待される。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	施設全体の質の評価の課題と、職員各々の自己評価の課題はそれぞれに取り纏められている。今後は、それぞれの評価結果の関係の分析や取りまとめを実施し、園内の課題を鳥瞰的に整理し、単年度の事業計画に課題として反映させるなど、具体的な解決のための計画の立案と具体的な取り組みが実践できる組織体制を確立することが期待される。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	業務分掌により園長の役割が整理され、日常の保育で一緒に子どもたちや保護者たちを支援する中での報連相で役割や責任を伝えているが、分掌以外に文章などで明文化はしていない。今後は、会議の機会やお便りなど、様々な機会を活用し文章などによる明文化も含め広く複数の機会に説明がなされることが期待される。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	本部や行政等からの通知等により、法令などの最新情報や更新情報を確認している。ただしリスト化や職員までが理解できるような積極的な取り組みまでには至っていない。今後は、園長として把握すべき法令などの範囲をリスト化するなど準備し、常に更新に努め、把握した情報については職員へわかりやすく伝える取り組みが期待される。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b	園長自ら保育の現場に入り、一緒に支援をすることで現状の課題を把握し、常に改善に努めるようにしている。今後は、現在実践している職員との面談や自己評価の結果なども踏まえた上で、課題の明確化と計画の立案、そしてその実行というPDCAサイクルに基づいた指導力が発揮されることが期待される。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	法人本部、園長・副園長会議などに参画しながら、財務諸表や現在の状況からの収入や費用の課題について確認し、改善策について議論している。ただ、都度目の前で起きている経営課題に追われることが多く、広く長期的な本来法人や園が目指す経営全体の改善などの課題抽出や改善の着手までには至っていない。今後は中期計画の見直しの際に、具体的指標を伴った経営改善に取り組まれることが期待される。
----	-------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c	求人については、園と協議の法人で一括採用を行っている。過去の経緯から男性保育の採用について躊躇することや障害者雇用など、広い視野に立った採用の機会の創出までには至っていない。今後は、園の目指すべき方向にあった職員像を確立させた上、その具体的採用や選考方法ならびに育成や定着に対する組織としての体制が構築されることが望まれる。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	c	毎年年末までの間に園長が一人一人を面談を行い、業務の自己評価や役割の希望や進退の意向も含めた職員の様々な状況などの聞き取りを行っている。人事については、法人全体で行っているが、欠員時の応援などの人事ローテーションの仕組みやキャリアパスが明示されているものの、人事考課の構築には至っていない。今後は、園の現状に合わせた様々な人事に関する仕組みが法人全体で構築されることが望まれる。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	職員が業務に対する自己評価を実施し、定期的には年末までに園長と個人面談を実施し、就業状況などを把握している。今後は、把握した情報を組織としてどのように対応するか、また園長一人ではなく、管理職の育成も含め他のリーダー的な職員が下位の職員と面談する仕組みを構築するなど、組織として職員の意向や状況を把握する仕組みが構築されることが期待される。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	キャリアパス職制別対応表や年2回実施している自己評価及び虐待防止の自己評価などを参考にしながら、年末までの園長面談で、職員各々の振りかえりと評価を行い課題の抽出を行っている。今後は、園が期待する職員像に近づくために、職員それぞれの課題に対する育成目標や方法を職員と確認の上、個別の研修計画が立案され実施されることが期待される。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	常勤職員を中心に過年度の受講状況や現状の課題などを勘案しながら年度の外部研修の計画が立案されている。今後は、非常勤職員も含め全ての職種の職員が学びの機会が確保できるように内部研修や伝達研修、オンライン・e-learningも含めた研修参加について計画が立案されることが期待される。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	常勤職員に対する研修機会の確保は、外部研修も含めて確保されている。過去には法人主催で全職員対象に虐待防止研修などが実施されていたが、現在は開催されていない。今後は、全職種・全職員に対する育成研修計画を策定の上、研修機会が確実に確保されることが期待される。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b 3、4年前に実習の「目的心得」が策定されて実習の方針が整えられ、実習担当者の業務分掌が確立している。毎年保育のみならず看護学生の実習も受け入れを行っている。今後の実習担当者の育成や研修を確保し、オリジナルのプログラムの作成や具体的なマニュアルや関係帳票が整備されることが期待される。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	ホームページで法人の財務状況や保育理念、園の概要や行事の様子など情報公表されている。また給食便りを年4回、保健便りを年4回、絵本便りを都度発行し情報の発信をしている。また行事などは町内会長を通し町内会へ案内をしている。今後は現在は作成していない広報誌の検討などさらに広く地域一般や利用希望の方が情報を受け取る機会が増える工夫が期待される。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	毎月法人として公認会計士によるチェックや顧問弁護士によるリーガルチェックを実施し、個別の園の状況についても確認されている。また、全体で勉強会の開催などもしている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	世代間交流を目的として、お遊戯会や運動会の総練習などへ招待の案内を町内会へ出している。また近所の貸農園を活用し、行き帰りの際や他の地域の貸し農園利用者とその時々での交流をしている。今後は、近隣高齢者世代のみならず、他の世代の近隣地域との交流を目的に、さらにイベントの拡充や日常の場面での検討を行うなどして、機会が拡充されることが期待される。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	前回1度、クリスマス会にサンタクロース役にボランティアを活用した実績があるが、普段の保育運営の中では、ボランティアの取り組みはなされていない。今後は、限られた人員の中で保育士が保育業務に専念することや、地域への開かれた運営を推進するために、普段からのボランティア活用について検討し実施されることが望まれる。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	c	現在は、地域の小学校や嘱託の医療機関や歯科との連携は都度なされているが、必要な関係機関のリストアップにまでは至っていない。今後は、必要な関係機関のリストアップを始め、有事のみならず平時にも常時や定期的な連携が可能となるようなネットワーク構築について検討し、必要に併せて関係機関とスムーズに連携が取れることが望まれる。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	c	現在は、地域との関わり方や方針についてどのように実践していくかのビジョンなどが確定していない。また園が所有する専門的な知識や技術、情報並びに施設の設備などを地域に提供する体制や仕組みが確立されていない。今後検討の上、地域とつながる取組を積極的に行い、地域の人々の園の運営に対する理解を得ることが望まれる。

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c	現在は、地域との関わり方や指針について法人並びに園でどのようにするのか確立されていないことから、ニーズ把握やそれに基づいた具体的な活動や事業の実践はなされていない。今後は、社会福祉法人の使命でもあり、期待されているところでもあることから、ニーズの把握とそれに基づいた公益的な事業・活動が実践されることが望まれる。
----	------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	子どもの最善の利益を明示した理念を職員室に掲示し共通理解に取り組んでいる。手のかかる子には巡回指導の情報を基に子ども等を尊重した教育・保育に努めている。自己評価で理念等の職員理解程度を把握しているので、把握結果を基に理念、倫理綱領や運営規定等の理解も含めて再検討し、組織的な教育・保育の実践のために職員間での共通理解をさらに高める取り組みが期待される。
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	虐待予防等の対応は、園の役割マニュアルと園内虐待の対応マニュアルを備えている。不適切な事案の発生・予防対応も含めて法人の事故・虐待委員会で検証し、相談対応等のフローチャート作成から虐待等に配慮した教育・保育への職員理解に努めている。ハード面、ソフト面でプライバシーの保護に配慮した教育・保育に努めているので権利擁護の視点からのプライバシー保護マニュアルの作成の再検討に取り組むことが期待される。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	ホームページで園の理念と特色である菜園や絵本室、体操・英語教室、行事内容等を紹介している。園開放の日時等も掲載し、感染予防に配慮して活動に取り組んでいる。保護者の相談等を受け入れながら園の豊かな経験知を生かして子育て支援等もしているので園をイメージし易い図・写真・絵を用いた紹介資料の再検討から積極的な情報提供が期待される。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	入園時には「入園のしおり」、「重要事項説明書」等を説明し、説明会要項に基づいて面談を行い、慣らし教育・保育の見通しにも配慮した説明が行われている。重要事項説明に関する同意、写真・ビデオ撮影・ホームページ掲載等の個人情報使用同意を書面で得ている。入園や進級時の説明と同意のあり方、手順・内容として、特に配慮が必要な保護者への説明、運用も加えて再検討、充実化に取り組むことが期待される。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	転園時には、教育・保育の継続性に配慮し、担任が窓口となる旨を保護者等に説明している。特に障がい及びグレーゾーンの子には園から電話して経過を確認する等の配慮も行っている。教育・保育の継続性への配慮が豊富な経験知を基に行われているので、旭川版育ちと学びの応援ファイルの理解・活用も含めて、保護者と子どもへの配慮から手順や引継ぎ文章等を組織的に定めることが期待される。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	日々の教育・保育のなかで子どもへの声掛けを行い子どもの満足感を把握するように努めている。保育参観日に給食試食会とアンケートで保護者の満足感や意見等の把握に努めている。食育についてはアンケート調査等で保護者の満足感の把握に取り組んでいるので、生活の場としての保育上の満足感に関する調査の取り組みも期待される。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b 苦情解決の仕組みを構築し、保護者へ窓口から苦情解決の方法等の説明資料の配布から説明・周知に努めている。日々の連絡帳や電話等でも対応し苦情対応の記録を整備しているため、公表までの対応も含めて仕組みがさらに機能するように、進んで苦情を収集する工夫の検討に取り組むことが期待される。
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b 本園と分園の各フロアに相談室を設けて保護者から相談を受け入れるスペースに配慮した施設環境整備を行っている。保健だよりや給食だよりの発行を行い離乳食の相談や育児の相談等の対応を行っているため、相談等への対応方法等の説明文を作成して保護者へ情報発信する取り組みが期待される。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b 日々の教育・保育のなかで保護者から相談・意見を受けて個別対応の記録を残している。豊富な経験知を基に相談等の対応を行っているため、保護者からの苦情以外の意見や要望、提案等への組織的な対応マニュアルの整備・充実化に取り組むことが期待される。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b 安全対策リーダーがヒヤリハット等の事例を収集し月例の職員会議で報告を行い安全対策に関する理解を深めている。法人の虐待・事故委員会で年2回の検証と年1回マニュアルの見直しを行っている。園内にもリスクマネジメントに関する委員会を設置し定期的に取り組みや研修等の見直しを行い、個人の反省及び責任追及のためではないことに留意した職員間の情報共有が行われ、ボトムアップ的な気づきへつながる取り組みが期待される。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a 保健衛生リーダーが中心となり看護師とともに健康管理マニュアルや感染症対策ガイドライン等を基に感染症予防や発生時の職員対応への理解・周知を徹底する体制を構築している。園内研修として現場で実践できるように嘔吐物の処理対応等、感染予防対応の研鑽に取り組んでいる。看護師と連携した園児の健康観察や新型コロナ感染予防対策として玄関ゾーニングで保護者対応を行う等、組織的に工夫・対策に取り組んでいる。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b 職員行動基準を明記した防災計画、防火管理規定等に基づき本園と分園の連携した災害時の体制を整備している。両園が近くにあるとは言え、冬場の0歳児を伴にした分園から本園への移動方法等を、教育・保育の継続性や移動時の事故防止の観点から課題の把握や見直しに取り組むことが期待される。食料や備品類等の備蓄リストについても、体力の弱い0歳児やアレルギー食等を配慮し、地域性から厳冬時の災害対応を意識したリストの整備が期待される。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	標準的な実施方法として新年度職員資料集や各種マニュアルを基に園の一定水準、内容を保った教育・保育の提供が行われている。業務改善リーダーを選任・配置して業務全体の見直し、職員間の連携や課題・問題意識保持等に努めている。手のかかる園児の増加や不慣れな職員が多い中で標準的な実施方法の文書化が多種多様に散在しているため、園として標準的な実施方法のあり方として統合的な文書化に取り組むことが期待される。

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	クラス、給食、保健、安全等の分野毎に、教育・保育課程見直し会議を年度末に行う仕組みがある。全体的な計画等の見直しを年度末に行っているため、PDCAのプロセスとして検証・見直しを行う仕組みの形式化を行い、職員や保護者等の意見、提案等をさらに反映させる組織的な仕組みの充実化に取り組むことが期待される。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	説明会要項記録、個別懇談記録に保護者の具体的なニーズを記録し指導計画へ反映している。支援困難ケースに対応し、旭川市巡回相談でアセスメントや助言を受けて子どもと保護者へ適切な関わりを持った教育・保育提供に取り組んでいる。経験知を基にアセスメントから指導計画策定を行っているが、種々の関係者の協議や合議、保護者の意向把握と同意を含んだPDCAサイクルの手順の定めがないので一定の水準・内容を保つ手順を定めることが期待される。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	年度末に教育・保育課程の見直し会議を設定している。年間指導計画について、年齢別に4期毎のふり返しを行い教育・保育全般にかかわる課題等をあげて次年度の指導計画に反映する経験知的仕組みが成り立っている。経験知を一步進め、施設の標準的な仕組みとして、保護者の意向把握と同意等を得る手順等も含めて組織的に定めることが期待される。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	日誌等の統一した様式により教育・保育の実施状況が記録され職員間で共有されている。標準的な実施方法として新年度職員資料集に記録要領が含まれているため、PDCAのプロセスの標準的な実施方法として、より充実した記録要領の作成から、経験知の少ない不慣れた職員へ記録内容や書き方をサポートする組織的な取り組みの工夫・対応が期待される。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	記録管理は副園長の責任のもとに所定の場所で管理している。個人情報に関する基本方針・規定等を整備し職員へ周知している。個人情報の取扱いについて保護者へ説明を行い同意書を得ている。文章管理規定や運営規定等で保存年数の具体的な年数を定めているが廃棄に関して具体的な廃棄方法の明記が無いので、記録の管理や個人情報保護の観点の研修等も含めて情報の取り扱いや漏えい対策等の見直しに取り組むことが期待される。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b	全体的な計画は教育・保育理念や教育・保育目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえつつ教育・保育のねらい及び内容が認定こども園生活の全体を通して総合的に展開されるよう編成している。今後は幅広く創意工夫の検討が行えるよう、常勤以外の保育に関わる職員も参画し編成する取り組みが期待される。
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b	広い園庭やステージ付きの遊戯室、屋内プール、絵本室を整備している。要所に温湿度計やシーリングファンを設置し空調等を調整している。3歳以上児の寝具はメッシュ状ベットを用い衛生管理を図っている。トイレも明るく3歳未満児クラスでは便座からのつかまりだちや仕切りにもなる木目調で温かみのある設備を施している。クラス内の備品等の保管や整備のあり方、手洗い場の気になる部分についての補修等が期待される。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	担任は子どもたちが自分の気持ちを安心して表出できるように、時には時間をかけて関わり、子ども一人ひとりの欲求への対応に努めている。愛着や信頼を育み子どもの心の育ちを豊かにする保育を実践しているが、子どもへの言葉かけについては自己評価にて一部見直しの必要性を認識している。今後は研修による自己覚知や体制の工夫により改善を図られることが期待される。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b	基本的な生活習慣についての環境を健康領域に位置づけ子どもの状態に応じ援助を行っている。コロナ禍の現在は特に手洗いやうがいを行えるよう習慣化している。排泄トレーニングは子どもの排泄パターンを把握して保護者とも連携し援助している。午睡時に眠くない子どもへは安心できる声かけの配慮を行っている。集団保育と個別の援助を同時進行する際の指示命令調の言葉かけを課題としている。言葉の置き換えや語調等、心の発達の添え技となる声かけの工夫が期待される。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	設定保育や自由遊びの中で子どもたち自身が遊びを考えたり、希望のかい材を取り出し制作できる環境を整え、戸外で遊ぶ時間も設けている。遊戯室での合同保育はブロックや積み木遊びなど落ち着いて楽しめるようコーナーを作っている。週1回異年齢混合保育を実施し交流を通じて順番などのルールや当番活動の仕方を学び、協力する気持ちを育てている。菜園での苗植えから収穫、食卓に上るまでの過程に携わり自然の恵に触れ感謝の気持ちが持てる保育を行っている。今年はコロナ禍で難しいが、例年は運動会やお遊戯会、サツマイモ掘りで住民と交流する機会がある。木工社会体験学習を実施している他、日本古来の伝統的な行事を日常保育に取り入れて体験する環境も整えている。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	本園は1歳児クラスに0歳児を統合した合同保育で保育室に専用の園庭がありテラスから移動が可能である。分園0歳児は広い保育空間を月齢に応じてコーナー設定し、月齢の低い子どもにはベビーベットを使用している。授乳やおむつ交換時等も優しく声をかけ愛着関係の形成に努めている。発達過程に応じた詳細な指導計画が保育実践に活かされ、リズム模倣動作、歌遊びや絵本などを通じて自発的行動を広げている。乳首のサイズやミルクの銘柄、離乳食期の開始や内容調整等を保護者と連携し、連絡帳にて情報を伝えている。

<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>定期的な本園・分園合同保育により新しい友だちへも興味関心が持てるよう取り組んでいる。遊戯室での探索活動やボール、トンネル、ボルダリングなどの遊びを通して子どもの自発的活動を援助し身体を使う表現活動が行われている。自然の素材に触れたり季節を感じる製作物は素材や技法を保育士が丹念に設定し子どもの個性を引き出している。子どもの気持ちを受け止め、励ましできたことを褒め情緒の安定や発達に向けた養護教育も丁寧に行われている。クラスの様子はお便りや玄関のホワイトボードで発信し個別には送迎時に子どもの様子等を連絡している。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>全体的な計画に養護と教育及び保育の中で5領域を編成し年間計画や月案等にて明確に構成を行っている。屋内プールや戸外遊び、壁面制作や菜園活動、季節の制作や園庭での運動、遊戯室での表現活動など子ども自身が時々目的も認知しつつ、友だちと共に楽しみながら遊びや活動に取り組めるよう指導や援助を行っている。運動会等の行事を通して協力し合う大切さを学び、全体での達成感も得られるようにしている。身体の動かし方を学べる体操教室や楽しい雰囲気の中で英語に親しむ英語教室、親子クッキング教室など、多種多様な教育・保育を実践している。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>担当が児童発達デザイナー担当者と情報交換を行い、保護者へは保育に関する情報を伝えて保護者や療育の各種専門家と連携した保育に努めている。昨年度は障害のある子どもに担当者が1名付き、配慮を必要とする子どもへも保育方法を職員間で話し合い対応している。子ども同士の関わり合いや集団の中に含まれるような過程に配慮し成長を支えている。障害に応じた建物・設備等の環境整備については特に行っていないが、職員が障害に関する外部研修を受講し知識や情報を得ている。指導計画に旭川市独自の療育計画の活用を検討しているので、今後に期待される。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>16時以降0歳～2歳児は年齢の異なる子どもと一緒に過ごす合同保育を行い、家庭的な雰囲気の中で穏やかに過ごせるようにしている。3歳～5歳児についても合同で遊戯室や園庭での自由遊び等を設定し保育している。子ども間で年齢が高い子が低い子のお世話をするなど思いやりを持った関わりを援助している。17時以降は絵本の読み聞かせ等の穏やかな時間を設定し保護者のお迎え時にスムーズに子どもが降園できるよう準備を整えている。保育士と保護者との連携や保育士間の引継ぎに配慮しているが、保育の環境整備や内容の充実が必要であるとの課題を認識しており、目指すところの保育の実践が期待される。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>全体的な計画、年間指導計画等に小学校との連携や就学に関する事項を明示し、体操、プール、英語に親しむ、社会的ルールや公共の場でのマナー意識、友だちとの良好な関係性への援助など多彩な教育時間を設定している。また必要な生活習慣が身につくようクラス集団としての環境構成と個別の援助を行っている。児童保育要領については施設長、担任、主任保育士が参画し作成している。市主催の幼保小連携研修会への参加や例年、小学校地域公開参観や運動会、学芸会を見学する機会があるものの今年度はコロナ禍で見送られている。小学校と連携しそれらを補充する取り組みが期待される。</p>

A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	A⑩	a	健康管理マニュアルを整備し保健指導年間計画を作成している。毎日の健康状態の把握は朝の受け入れ時に保護者から情報を聞き取るほか、看護師もクラスに入り健康観察を行っている。体調悪化やげがについては受診の有無を問わず保護者へ事後確認もしている。保護者とは予防接種の情報や子どもの服薬に係る与薬表を連携し、職員間では職員会議やクラス会議で情報が共有されている。年4回の保健便りで園の取り組みや時節の健康に関する事柄を発信している。SIDSの予防では、0～2歳児に呼吸確認センサーを導入し、他年齢児についてもチェック時間の間隔を定め顔色・呼吸確認を行っている。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	A⑩	a	年2回園囑託医による内科健康診断と年1回囑託歯科医による歯科健診を実施している。健診結果は健康診断票、歯の検査票に記し関係職員で共有し、保護者へ結果を伝えて必要に応じ治療を促す等の対応を行っている。健康に関する計画に基づいた教育・保育を行っており、看護師と連携した良い歯の教室や虫歯予防デイの開催、健康に係る紙芝居など子ども自身が生命の保持の大切さが実感できるように取り組んでいる。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	A⑩	b	保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表フローと食物アレルギー除去食に関する主治医意見書（診断書）フローに手順を示し保護者へ説明している。主治医診断書（保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表）の病型・治療、園での生活上の留意点に則り対応している。保護者へは事前に献立について確認し除去食献立表（除去食・代替食）を個別に配布している。誤食防止対策で個々に食事をトレイ別で対応し子ども同士でのやり取りなども起こらないよう適宜言葉で伝えている。これらに係る外部研修は栄養士、看護師が受講している。突発的な保育士交代等を鑑み子どものアレルギー等に関する情報が一覧で確認できる仕組づくりが期待される。
A-1-(4) 食事			
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	A⑩	b	全体的な計画に食育推進を示し食育年間指導計画、食育月別指導計画の元に取り組んでいる。特に3歳未満児では食材の形態や調理方法、量、また事故防止の観点からも個々の発育発達に応じ留意し対応している。3歳以上児の食器は動物など親しみある絵柄の陶器を用いている。栄養士による食育指導やおやつ時にも食に関する話題を提供し、食に関する興味を引き出している。給食試食会や親子クッキング教室を開催しアンケート調査を行い保護者から意見を仰いでいる。年4回の給食便りや月メニュー表を配布している。今後はハード面での環境作りも食の環境の一つと位置付けクラス内の美化や整頓なども期待される。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	A⑩	a	大量調理衛生管理マニュアル、衛生管理チェックリストに則り衛生管理を実施している。摂食状況記録や検食などの記録類は栄養士が纏め、人気のなかった献立を職員会議で話し合ったり、クラス訪問の際に子どもから話を聞くなどして今後の工夫へと繋げている。入園時の生活調査票で摂食や嗜好等の状況確認や担任が食育教育・保育を進めながら状態観察を行っている。献立は当市の献立を基本に季節の行事食や旬の食材、畑での収穫物、果物、麺類の提供、手作りおやつなど変化をつけ食が楽しみになるように工夫している。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	AⓈ	b	行事や保育参観や、年2回の個別懇談会等、親子クッキング、給食試食会など、保育内容に保護者が触れる機会での情報交換に取り組んでいる。日常的には送迎時に保護者と子どもの状態の確認や伝達を行い、職員間で共有している。連絡帳は0歳児対応であるが、全クラス当日の保育内容を玄関ホワイトボードに記し発信している。全体的な計画や指導計画等について説明する機会を検討し、保育のねらいや内容についても保護者の理解が得られ家庭との連携が一層進展される取り組みが期待される。
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	AⓈ	b	送迎時や連絡帳などの情報交換の機会や年2回の個別懇談会の開催のほか、都度の相談の申し入れに応じ、意向や要望、不安や悩み等への支援の機会を設けている。相談内容等は個別相談記録・育児相談記録に記録している。保育士は相談内容に応じ園長・主任保育士から助言を得ている。園内の絵本室を有効活用した子育て文庫など幅広い視点での情報の提供や工夫について期待される。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	AⓈ	b	保育士は虐待等権利侵害に係る外部研修を受講している。保護者と接する機会での養育に関する情報交換を行ったり、子どもの心身の状態の把握に努めている。虐待対応マニュアルを整備し、虐待のフローチャート、虐待予防チェックシートを整えている。今後は、マニュアルに基づく内部研修を実施できるよう取り組みが期待される。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	AⓈ	b	年2回認定こども園の教育・保育自己評価を実施し、自己チェック評価シートに評価点・課題点・改善すべき点を纏め全体評価の保育実践の自己評価に繋げている。職員相互の学び合いや意識の向上、保育の改善、専門性の向上に結びつけるための組織としての仕組みが十分ではなく、それらにおいては保育士個々に委ねられている。組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取り組みが可能な体制を構築や環境整備が期待される。